

35201

山口県

下関市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、山口県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第24条に基づく主務大臣が定める基準(先進性であること等)」に適合することにつき国の確認を受けた場合 (土地・建物等の取得合計額) ① 一般:1億円以上 ② 農林漁業関連:5,000万円以上	—	課税免除 (地域未来投資促進法)	固定資産税 (土地・家屋・構築物が対象)	3年度間
① 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。)又は旅館業(下宿営業を除く。) ② 家屋、償却資産、土地の取得価格 500万円以上 (ただし、製造業又は旅館業の場合は、資本金の額等が、 ・5,000万円超1億円以下の法人は取得価額1,000万円以上、 ・資本金の額等が1億円超の法人は取得価額2,000万円以上) ※取得価額は、圧縮記帳の適用後の金額を用いて判定 ※旧豊浦町、旧豊田町並びに旧豊北町地域適用	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備	—	不均一課税 (地域再生法) 【移転型】	固定資産税の一定割合	3年度間

計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設し、又は増設した場合 ※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの		初年度 1/10 2年度 1/4 3年度 1/2 【拡充型】 初年度 1/10 2年度 1/3 3年度 2/3		
中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物付属設備	—	課税標準軽減 (中小企業等経営強化法) 【賃上げ表明1.5%以上】 3年間、課税標準を1/2 【賃上げ表明3%以上】 5年間、課税標準を1/4	固定資産税の一定割	3~5年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
下関市企業立地促進条例	H17.2	設備の新設・増設・更新・移転に対して ○業種及び投下固定資産総額(土地・家屋・償却資産の取得及び賃借) ・製造業、情報通信業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、こん包業、卸売業 5億円以上(中小企業3,000万円以上) ・植物工場、医療に付帯するサービス業、他の保健衛生、自然科学研究所 1億円以上(中小企業3,000万円以上、又は1,000万円以上かつ新規雇用者が3人以上)	事業所設置奨励金 ○固定資産税に相当する額の100/100 ただし、土地は家屋の1階床面積を60/100で除した面積を敷地面積で除して得た割合 ※3年度間 年1億円限度
		事業所設置奨励金の交付対象に対して ①事業所の操業等開始日前12月から開始日後6月までの間に雇用 ②下関市在住の者 ③操業等開始日後の雇用期間が1年以上である者 ④雇用保険の被保険者である者	雇用奨励金 ○新規雇用者 ・正社員 30万円/人 ・非正社員 10万円/人 ※1回限り100人限度
		事業所の新設・増設に対して ①対象 情報通信業、コールセンター業、バックオフィ	回線通信等奨励金 ○各月の回線通信料の1/2相当額

		<p>ス</p> <p>②下関市在住の新規雇用者数 5人以上</p> <p>③5年以上の操業</p>	<p>○各月の賃貸借料(敷金、共益費、経費は除く)の1/2相当額</p> <p>※3年間 年2,000万円限度</p>
		<p>回線通信料等奨励金の交付対象に対して</p> <p>①事業所の操業開始日前1年から操業日後2年までの間に雇用</p> <p>※2年目及び3年目は、前年より従業員が5人以上増加した場合に限り交付</p> <p>②操業等開始日後の雇用期間が1年以上である者</p> <p>③雇用保険の被保険者である者</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○下関市在住の新規雇用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員 最大65万円/人 ・非正社員 最大30万円/人 <p>○隣接市在住の新規雇用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員、非正社員ともに15万円/人 <p>※3年間 300人限度</p> <p>※隣接市 北九州市、山陽小野田市、長門市、美祢市</p>
下関市地域経済牽引事業促進補助金交付要綱	R1.8	<p>事業所の新設又は増設に対して</p> <p>①地域経済牽引事業計画を申請し、山口県の承認を受けた事業者</p> <p>②投下固定資産総額(土地・家屋・構築物の取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者 過疎地域 5,000万円以上 過疎地域以外 2億円以上 ・中小企業者以外 過疎地域 2億5千万円以上 過疎地域以外 10億円以上 <p>③新規雇用従業員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者 過疎地域 3人以上、又は過疎地域居住者を雇用する場合は2人以上 過疎地域以外 5人以上 ・中小企業者以外 過疎地域 6人以上、又は過疎地域居住者を雇用する場合は4人以上 過疎地域以外 10人以上 	<p>地域経済牽引事業促進補助金</p> <p>○投下固定資産総額の5%</p> <p>※1億円限度</p>
下関市中心市街地事務所立地促進補助金	H23.6	<p>市外から中心市街地への事務所の新設に対して</p> <p>①下関市在住の新規雇用者数 2人以上</p> <p>②5年以上の操業</p>	<p>事務所経費補助金</p> <p>○各月の賃貸借料(敷金、共益費、経費は除く)の1/2相当額</p> <p>※2年間 年120万円限度</p>
		<p>事務所経費補助金の交付対象に対して</p> <p>①事業所の操業開始日前1年から操業開始日までの間に雇用</p> <p>②下関市に居住する者</p>	<p>新規従業員雇用補助金</p> <p>○下関市在住の新規雇用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正社員 30万円/人 ・非正社員 10万円/人

		<p>③操業等開始日後の雇用期間が1年以上である者 ④雇用保険の被保険者である者</p>	<p>○隣接市在住の新規雇用者 ・正社員、非正社員ともに10万円/人 ※9人限度 ※隣接市 北九州市、山陽小野田市、長門市、美祢市</p>
下関市オフィス環境整備事業促進補助金	R6.4	<p>事業用ビルにおいて、オフィス環境の整備を行う者で、 ①面積が30平方メートル以上であること ②補助対象事業が完了した日から1年以内に、対象オフィスを事業者がオフィスとして使用すること</p>	<p>○貸室環境整備事業費及び共用部分整備事業費の1/2 ※500万円限度</p>
下関市中小企業事業資金融資要綱	H30.3	<p>中小企業者のうち中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に該当する者で市内に主たる事業所を有し、かつ同一事業を継続して一年以上営んでいる者で、工場用地に工場を設置しようとする者</p>	<p>大規模設備投資貸付 ○融資対象 ①工業用地の取得費用(ただし、取得後3年以内に工場の設置を行う場合に限る。) ②工業用地に設置する工場の建設に要する費用 ○融資条件 ①限度額 1億円 ②利率 ・期間5年以内 年1.8% ・期間5年超 年2.0% ③期間 15年(うち措置2年以内) ④償還方法 分割又は一括 ⑤担保及び保証人 取扱金融機関所定の方法</p>